

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【大規模施設等】Q&A

最終更新：R3.10.7（随時更新予定）

No	種 別	対象となる期間	質 問	回 答
1	共通	第1期のみ	大規模施設等に対する協力金（第1期）とはなんですか。	仙台市内（まん延防止等重点措置の措置区域）を対象として、対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年8月20日から令和3年8月26日営業分までの間、午前5時から午後8時まで（イベント開催時及び映画館は午後9時まで）の営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた場合に、協力金を支給するものです。
2	共通	第2期のみ	大規模施設等に対する協力金（第2期）とはなんですか。	宮城県内全域（緊急事態措置の措置区域）を対象として、対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年8月27日から令和3年9月12日営業分までの間、午前5時から午後8時まで（イベント開催時及び映画館は午後9時まで）の営業時間短縮等（飲食業の許可を受けていないカラオケ店の場合は休業）の要請に全面的にご協力いただいた場合に、協力金を支給するものです。
3	共通	第3期のみ	大規模施設等に対する協力金（第3期）とはなんですか。	仙台市内（まん延防止等重点措置の措置区域）を対象として、対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年9月13日から令和3年9月30日営業分までの間、午前5時から午後8時まで（イベント開催時及び映画館は午後9時まで）の営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた場合に、協力金を支給するものです。
4	共通	第1～3期共通	各期の要請における「全面的な協力」とはなんですか。	「全面的な協力」とは、要請対象地域で経営している全ての対象施設において、各期の要請期間中の全日、午前5時から午後8時まで（イベント開催時及び映画館は午後9時まで）の営業時間短縮の要請にご協力いただくことです。
5	共通	第1～3期共通	要請対象となる大規模施設を複数経営している場合には、施設数に応じた協力金が支給されますか。	要請対象となる大規模施設を複数持つ場合、要請対象地域で経営している全ての施設で時短要請に応じていれば、全施設が協力金の支給対象となります。ただし、一つでも時短要請に応じていない施設がある場合は、全ての施設が協力金の支給対象外となります。 ※要請対象地域 ・第1期、第3期：仙台市内 ・第2期：県内全域
6	共通	第1期と第3期	協力金の第1期と第3期の支給対象となるのはどのような施設ですか。	※第1期と第3期の協力金の支給対象は同じです。 ①大規模施設 仙台市内において、多数の者が利用する、建築物の延床面積が1,000㎡を超える施設であって、県からの営業時間の短縮要請等に応じた施設。 ※施設の一部について、生活必需物資の小売関係等を行うことから、当該部分のみ時短等していない場合を含みます。 ②テナント 上記①の大規模施設の一部を賃借することにより、当該施設に会場した一般消費者を対象に事業を営むテナント等店舗（新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【飲食店】を申請又は申請予定の飲食店を除く）で、大規模施設が営業時間の短縮要請に応じたことに伴い、営業時間の短縮又は休業を行った店舗。
7	共通	2期のみ	協力金の第2期の支給対象となるのはどのような施設ですか。	①大規模施設 宮城県内において、多数の者が利用する、建築物の延床面積が1,000㎡を超える施設であって、県からの営業時間の短縮要請等に応じた施設。 ※施設の一部について、生活必需物資の小売関係等を行うことから、当該部分のみ時短等していない場合を含みます。 ②テナント 上記①の大規模施設の一部を賃借することにより、当該施設に会場した一般消費者を対象に事業を営むテナント等店舗（新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【飲食店】を申請又は申請予定の飲食店を除く）で、大規模施設が営業時間の短縮要請に応じたことに伴い、営業時間の短縮又は休業を行った店舗。 ③飲食店の営業許可を受けていない小規模カラオケ店(建築物の床面積1,000㎡以下) 県からの休業要請に応じた施設であること。

No	種 別	対象となる期間	質 問	回 答
8	共通	第1～3期共通	協力金の支給対象とならない施設にはどのような施設がありますか。(※上記No.4, No.5の回答に係る①大規模施設について)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の延床面積が1,000㎡を超える生活必需物資(食料品, 衣料品, 医薬品等)販売店 ・施設の延床面積が1,000㎡以下の商業施設, 劇場, 運動施設, 遊興施設等 ・食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている飲食店, 喫茶店等 ・国及び地方公共団体その他これに類する法人が運営する大規模施設
9	共通	第1～3期共通	本社は県外にありますが, 協力金の支給対象となりますか。	第1期と第3期は仙台市内に, 第2期は宮城県内に対象施設を有する事業者であれば, 法人の本社所在地は問いません。
10	共通	第1～3期共通	施設又はテナントを運営する事業者が大企業の場合も協力金の支給対象になりますか。	協力金の支給対象となります。
11	共通	第1～3期共通	地方公共団体から指定管理を受けている対象施設について, 指定管理者は協力金の支給対象となりますか。また, この施設に入居しているテナントは支給対象となりますか。	指定管理者については支給対象外としております。また, 当該施設に入居しているテナントについては, 個別の状況に応じ判断することとなりますのでご相談ください。
12	共通	第1～3期共通	国の協力金等との重複して支給を受けることはできますか。	<p>以下の協力金等の支給を受けた場合は重複して支給を受けることはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小法人・個人事業者のための月次支援金 ※4, 5月分の月次支援金を受給した場合でも, 大規模施設等協力金の支給は受けることができます。 ・休業・時短要請に関するコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金 ・ARTS for the future!(コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業)補助金
13	共通	第1～3期共通	飲食店向けの協力金の支給を受けた店舗について, 大規模施設等協力金の支給を受けることはできますか。	重複して支給を受けることはできません。大規模施設等協力金の受給には, 飲食店向けの協力金の支給を受けていないことが要件となります。
14	共通	第1～3期共通	要請の全期間について時短しなければ協力金の支給対象となりませんか。	要請の全期間において営業時間を短縮又は休業した場合のみ, 協力金の支給対象となります。
15	共通	第1～3期共通	要請の対象外となる生活必需物資とはどのようなものですか。	食品, 医薬品, 医療機器その他衛生用品, 再生医療用製品, 燃料等を指します。
16	共通	第1～3期共通	営業時間の短縮ではなく, 休業した場合でも協力金の支給対象となりますか。	終日休業した場合でも, 協力金の支給対象となります。ただし, 要請は20時までの時間短縮営業ですので, 通常営業時間から20時まで短縮した時間数に基づき算定されます。 【例】22時まで営業していたが終日営業を取りやめた。 →算定対象は20時～22時の2時間分
17	共通	第1～3期共通	第1期から第3期全ての期間の要請に応じた場合についてのみ, 協力金の支給対象となりますか。	それぞれの要請期間ごとに協力金支給の可否を判断します。 (1)8/20～8/26のまん延防止等重点措置期間(第1期)の要請には応じなかったが, 8/27～9/12の緊急事態措置期間(第2期)の要請には応じた場合 ⇒第2期分の協力金の対象となります。 (2)8/20～8/26のまん延防止等重点措置期間(第1期)と8/27～9/12の緊急事態措置期間(第2期)の要請には応じなかったが, 9/13～9/30のまん延防止等重点措置期間(第3期)の要請には応じた場合 ⇒第3期分の協力金の対象となります。
18	共通	第1～3期共通	毎週日曜日を定休日としている店舗です。定休日の日数分は協力金が減額されるのでしょうか。	協力金は, 全期間, 要請内容に応じていただくことを要件としており, 日単位で支給は行いませんので, 減額はありません。

No	種 別	対象となる期間	質 問	回 答
19	共通	第1～3期共通	通常の営業時間は9時15分から22時45分までなのですが、本来の営業時間はどのように計算すればいいのでしょうか。	<p>・本来の営業時間の計算にあたっては、30分単位未満は切り上げて計算してください。</p> <p>【例】 (通常営業開始時刻) ・9時15分→9時30分, 9時45分→10時00分 (通常の営業終了時刻) ・21時15分→21時30分, 21時45分→22時00分</p>
20	共通	第1～3期共通	申請受付期間や申請方法, 支払時期を教えてください。	<p>第1期と第2期の協力金の申請は9月21日から受付を開始しております。また, 第3期協力金の申請は10月1日から受付を開始しております。</p> <p>詳細については, 下記HPまたはみやぎ大規模施設等協力金コールセンター(0570-070-500, 平日10時00分～19時00分(祝日は除く))でご確認ください。</p> <p>URL : https://miyagi-daikibo-kyoryoku.jp/</p>
21	大規模施設運営事業者	第1～3期共通	要請対象となるのは1,000㎡を超える施設とありますが, どの範囲の面積ですか。	建築物の床面積の合計を指します。(例: 立体駐車場は床面積に含み, 平面駐車場は除く)
22	大規模施設運営事業者	第1～3期共通	施設全体の床面積は1,000㎡を超えていますが, 生活必需物資の小売店舗を除くと1,000㎡以下になる大規模施設は, 協力金の支給対象となりますか。	<p>施設全体の延床面積が1,000㎡を超える場合には対象になります。</p> <p>なお, 協力金の算定にあたっては, 生活必需物資の小売店舗の面積のほか, サービス等の提供を直接的に行っていない倉庫等の面積を除きます。</p>
23	大規模施設運営事業者	第1～3期共通	1,000㎡を超える大規模施設と施設内のテナントA店を営んでいます。この場合, テナントA店分の協力金はどのように算定されますか。	テナントA店については, 自己利用部分面積として, 大規模施設の面積に算入されますので, テナント分の協力金については支給の対象となりません。
24	大規模施設運営事業者	第1～3期共通	特定百貨店店舗とは何ですか。また, 特定百貨店店舗が本協力金を個別に申請できるのでしょうか。	<p>特定百貨店店舗とは, 百貨店等で, その施設内の店舗の売上が一旦当該百貨店等に計上され, その後分配される契約形態をとっており, 当該百貨店等から一定の区画の分配を受け, 当該店舗の運営者の名義で出店し, 百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる店舗を指します。</p> <p>また, 特定百貨店店舗が個別にテナント等店舗に対する協力金や特定百貨店店舗に対する追加協力金に申請することはできません。</p> <p>なお, 当該協力金は, 最終的に百貨店等運営事業者からそれぞれの特定百貨店店舗に支払われることを想定しています。</p> <p>※百貨店等と賃貸契約を締結している場合など, 百貨店等から分配される店舗面積が明らかな場合には, 当該店舗を営む事業者は, 「テナント事業者」として申請することが可能です。ただし, テナント事業者として申請する場合, 特定百貨店店舗に対する追加協力金の対象外となります。</p>
25	大規模施設運営事業者	第1～3期共通	1,000㎡を超えるスーパー銭湯を営んでいます。施設内でレストランも営んでいます。大規模施設協力金の自己利用部分面積として算入してもいいのでしょうか。	レストラン部分で飲食店向け協力金の申請をしない場合は, 大規模施設協力金の自己利用部分面積として算入できます。なお, 飲食店向け協力金の申請をした場合は, レストラン部分の面積を除いた自己利用部分面積で協力金の算定を行います。
26	大規模施設運営事業者	第1～3期共通	1,000㎡を超える映画館を営んでいます。映画館は21時までの営業時間の短縮の要請ですが, 21時までに上映を終えていけばいいのでしょうか。	映画館については, 21時までに上映を終え, かつ21時までに規制退場等を開始する予定とすることとしています。なお, 営業終了時刻までに無理に退場を終えることとすると規制退場等の整理・誘導措置が講じられず, かえって密になる可能性もあることから, 結果として, 営業終了時刻以降に利用者の退場が続くことを妨げるものではありません。
27	大規模施設運営事業者	第1～3期共通	ゴルフ場を営んでいるのですが, 要請対象施設の判断は, どのようにすればいいのでしょうか。	要請対象施設の判断はクラブハウス等の建築物の床面積で判断し, コースの面積は含めません。ただし, 建築物の床面積が1,000㎡を超えた場合には, コースの使用についても営業時間短縮要請等の対象となります。

No	種 別	対象となる期間	質 問	回 答
28	テナント事業者	第1～3期共通	同一大規模施設内にテナントとして入居するおもちゃ屋（要請の対象）と食料品売り場（要請の対象外）について同一法人が経営しており、施設全体としては1,000㎡を超えています。この場合、要請の対象となっているおもちゃ屋の営業を20時で終了すれば、食品売り場は営業を20時以降続けても協力金の支給対象となりますか。	要請対象の部分（本事例ではおもちゃ屋）をすべて20時で閉店していただく必要があります。食料品売り場については、要請の対象外ですので、20時を越えて食料品売り場を営業してもおもちゃ屋は協力金の支給対象となります。ただし、協力金の算定は要請対象のおもちゃ屋部分のみで行います。
29	テナント事業者	第1～3期共通	1,000㎡を超える大規模施設に入っているテナントです。大規模施設が営業時間を短縮せず、テナントが自主的に休業した場合、協力金の支給対象となりますか。	要請は大規模施設に対して行っていることから、大規模施設が営業時間を短縮しない場合、テナントも協力金の支給対象となりません。
30	テナント事業者	第1～3期共通	1,000㎡を超える大規模施設に入っているテナントですが、面積が100㎡ありません。協力金の支給対象となりますか。	入居している大規模施設が要請に応じている場合は、支給対象となります。その場合、面積が100㎡に満たない場合は100㎡とみなします。
31	テナント事業者	第1～3期共通	1,000㎡を超える大規模施設に入っている生活必需物資を販売するテナントです。大規模施設の営業時間の短縮に伴い、営業時間を短縮した場合、生活必需物資のテナントでも協力金の支給対象となりますか。	生活必需物資を販売するテナントであっても、大規模施設が営業時間短縮を行った影響により営業時間を短縮せざるを得なかった場合には、支給の対象となります。
32	テナント事業者	第1～3期共通	オフィスビル内に入居しているテナントですが、協力金の支給対象になりますか。	テナントが要請対象店舗であり、かつ1,000㎡を超える場合は、テナント自体が大規模施設とみなされ対象となります。（オフィスビル自体は要請対象外）
33	テナント事業者	第1～3期共通	テナントを経営しており、下記の時間短縮をしています。協力金はいくらですか。 ①店舗面積：600㎡ ②本来の営業時間：12h/日（10時～22時） ③時短後の営業時間：10h/日（10時～20時）※2時間短縮	【計算式】 店舗面積100㎡毎に2万円×時短率×時短日数 ※100㎡を1単位とし、100㎡未満は切り捨てとします。 ※店舗面積が100㎡未満の場合は1単位とみなします。 ※時短率は（短縮した時間数/本来の営業時間数）です。 本事例では2/12となります。 6 × 2万円 × 2/12 × 17日 = 340,000円 【単位】 【単価】 【時短率】 【日数】 【協力金額】
34	テナント事業者	第1～3期共通	1,000㎡を超える大規模施設に入っているテナントで、フィットネスクラブを運営していますが、協力金の算定対象面積は、どこまで含まれますか。	フィットネスクラブ全体の面積から、一般客が利用しない事務室や倉庫などの面積を除外した面積を算定対象とします。
35	非飲食業カラオケ事業者	第2期のみ	1,000㎡以下の飲食店営業許可を受けていないカラオケ店ですが、カラオケ設備の使用を停止し、時短営業した場合は協力金の支給対象となりますか。	1,000㎡以下の飲食店営業許可を受けていないカラオケ店については、休業の場合のみ協力金の支給対象となりますので、時短営業では協力金の支給対象とはなりません。
36	その他	第1～3期共通	ホテルや旅館等の協力金の算出にあたり、集会の用に供する部分の面積はどのように算定しますか。	集会の用に供する部分の面積とは、集会場・宴会場等として機能するうえで必要な箇所の床面積を指します。すなわち、ホテル・旅館等の集会場・宴会場等の面積に加え、ロビー、移動通路、控室、フロント・調理場等の床面積を含めます。なお、以下の面積は含めません。 ・客室、大浴場の面積 ・運営者自ら一般消費者向け事業を営んでいるが、生活必需物資の販売や生活必需サービスの提供のため、時短営業を行っていない面積 ・テナント事業者、特定百貨店店舗の区画面積 ・当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積（階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、喫煙所、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、便所、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等）

No	種 別	対象となる期間	質 問	回 答
37	その他	第1～3期共通	1,000㎡を超えるホテルを経営しており、宴会場等の集会の用に供する部分の貸出を時短営業しています。ホテルは24時間営業ですが、時短率の算定で本来の営業時間はどのように計算すればいいでしょうか。	宴会場等の利用規約等で定めている元々の貸出時間を本来の営業時間として時短率を算定してください。なお、規約等の定めがない場合には、宴会場等の部分について24時間営業していたことがわかる過去の実績等を参照し、本来の営業時間とみなします。